

令和7年度 与amp;原区定期総会



日時: 令和7年4月26日(土) 午後7時

場所: 与amp;原公民館

次 第

司 会 後藤 ジュン

1. 開会のことば・・・

有 馬 良 一

2. 区長あいさつ・・・

上 原 丈 二

3. 議長選出……………

4. 議 事……………

議 長

報告第1号 令和6年度事業経過報告について

報告第2号 令和6年度一般会計決算及び公民館建設費剰余金決算

並びに監査報告について

議案第1号 令和7年度事業計画(案)について

議案第2号 令和7年度一般会計予算(案)について

5. その他

6. 閉会のことば

司 会 後藤 ジュン

～ 懇親会 ～

報告第1号

令和6年度与原区事業経過報告

月	日	事業内容	日	町・他団体参加協力事業
4	1	公民館だより発行 区費自主納付（7日、21日） 11 浜下り御願（旧3月3日） 12 会計監査 18 評議委員会 21 アルミ缶回収 22 たんぼぼの会（開級式） 22 鯉のぼり掲揚 27 与原区定期総会 防犯パトロール（毎週月・水・金）	5	交通安全出発式 10 定例区長会 16 区長歓送迎会 19 町体協総会 25 定例区長会
5	1	公民館だより発行 区費自主納付（5日、19日） 16 評議委員会 19 アルミ缶回収 20 たんぼぼの会（室内ゲーム） 防犯パトロール（毎週月・水・金）	8	大綱曳まつり運営委員会総会 10 定例区長会 10 地域環境・危険箇所点検 21 与那原町民平和の日 21 与那原町夏季大会監督会 25 定例区長会 26 体協卓球大会
6	1	公民館だより発行 区費自主納付（2日、16日） 16 アルミ缶回収 20 評議委員会 20 たんぼぼの会（オカリナ演奏会） 23 与魂の塔慰霊祭 防犯パトロール（毎週月・水・金）	9	体協ソフトボール大会 9 体協バレーボール大会 10 定例区長会 11 交通安全推進協議会・防犯協会総会 23 体協野球大会 25 定例区長会・社協評議委員会 30 体協バスケットボール大会
7	1	公民館だより発行 2 アルミ缶回収 区費自主納付（7日、21日） 14 与原区 各区分担綱作り 260m 18 評議委員会 22 たんぼぼの会（健康体操） 27 粗大ゴミ回収（金属類） 防犯パトロール（毎週月・水・金）	4	大綱曳実行委員会事務所開き 7 体協フットサル大会 7 当添区海フェスタ 10 定例区長会 12 町青少年健全育成町民大会 25 定例区長会
8	1	公民館だより発行 区費自主納付（11日、25日） 15 評議委員会 20 たんぼぼの会（ギター演奏会） 25 アルミ缶回収 防犯パトロール（毎週月・水・金）	9	定例区長会 与那原まつり（3日～4日） 4 与那原大綱曳 23 定例区長会 28 陸上競技大会監督会
9	1	公民館だより発行 10 米寿祝（トーカチ） 区費自主納付（15日、29日） 15 アルミ缶回収 19 評議委員会 19 たんぼぼの会（手工芸） 防犯パトロール（毎週月・水・金）	1	町陸上競技大会 10 定例区長会 20 町敬老会 25 定例区長会

月	日	事業内容	日	町・他団体参加協力事業
10	1	公民館だより発行 区費自主納付（6日、20日）	10	定例区長会 赤い羽根共同募金
	9	カジマヤー祝い（97歳）	10	行政懇談会
	11	菊酒御願（旧9月9日）	19	与那原町文化祭（19,20日）
	16	たんぽぽの会（あかぎ児童館との交流会）	25	定例区長会
	17	評議委員会		
	20	アルミ缶回収		
	26	区敬老会 防犯パトロール（毎週月・水・金）		
11	1	公民館だより発行 区費自主納付（3日、17日）	5	地震・津波避難訓練
	16	粗大ごみ回収（木製品）	8	定例区長会
	17	アルミ缶回収	24	スポーツ推進委員功労者祝賀会
	20	たんぽぽの会（ゆんたく会）	25	社協評議委員会
	21	評議委員会 防犯パトロール（毎週月・水・金）	25	定例区長会
12	1	公民館だより発行 区費自主納付（1、15日）	10	定例区長会
	15	アルミ缶回収・年末大掃除	10	歳末助けあい大口募金
	17	たんぽぽの会（クリスマス会）	15	CGG運動
	19	評議委員会 防犯パトロール（毎週月・水・金）	25	定例区長会
1	1	公民館だより発行	5	町新年祝賀会・叙勲受章者祝賀会
	12	アルミ缶回収	10	定例区長会
		区費自主納付（12、26日）	12	二十歳を祝う式典
	16	評議委員会	24	定例区長会
	19	新春もちつき大会・新年会	27	与那原町大綱曳実行委員会総会
	20	たんぽぽの会（干支ストラップ作り）	27	与那原町大綱曳まつり表彰式
	23	シワシー御願（旧12月24日）		
	29	旧正月御願 防犯パトロール（毎週月・水・金）		区費自主納付（12、26日）
2	1	公民館だより発行 区費自主納付（2、16日）	10	定例区長会
	9	たんぽぽの会・愛老会合同ピクニック	14	ミニデイサービス連絡会
	16	アルミ缶回収	23	町体協パークゴルフ大会
	20	評議委員会 防犯パトロール（毎週月・水・金）	25	定例区長会
3	1	公民館だより発行 区費自主納付（3日、17日）	8	クリーンアップ大作戦
	16	アルミ缶回収	10	社協評議委員会
	19	たんぽぽの会（閉級式）	10	定例区長会
	31	浜下り御願 防犯パトロール（毎週月・水・金）	25	定例区長会

令和6年度与原区決算書

自 令和6年 4月 1日

至 令和7年 3月31日

収入済額 6,741,997 円

支出済額 4,656,171 円

収入支出差引額 2,085,826 円

収入の部

科 目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	比較増減	備 考
区 費	2,050,000		2,050,000	1,902,400	▲ 147,600	持 家(423):438(97%) アパート(188):787(24%)
事業所区費	650,000		650,000	670,600	20,600	事業所(44ヵ所) ※リスト参照別ページ
補助金	520,000		520,000	666,218	146,218	町 :自治会等交付金 伝統文化活動支援補助金 防犯灯電気料金・防犯活動費 社協:福祉協力金 大綱曳実行委員会:綱作り協力金
使用料	770,000		770,000	843,600	73,600	クーラー使用料 公民館使用料(きつずまある、他)
寄付金	1,000		1,000	239,000	238,000	寄付金(生年祝お返し、綱づくり) 香典返し等
資源ゴミ売却費	250,000		250,000	286,477	36,477	毎月1回アルミ缶回収 金属類売却
受託業務費	366,000	▲ 301,000	65,000	65,000	0	親水公園清掃 65,000円×1回 令和5年度(1月～3月分)
雑収入	1,000		1,000	56,697	55,697	預金利息、電柱敷地料 まつり募金活動お茶代
繰越金	2,012,005		2,012,005	2,012,005	0	前年度繰越金
繰入金	1,000		1,000	0	▲ 1,000	
合 計	6,621,005	▲ 301,000	6,320,005	6,741,997	421,992	

支出の部

科 目		当初予算額	流用額	予算現額	支出済額	残 額	備 考
運 営 費	人件費	970,000		970,000	970,000	0	区長・会計(4万円×12ヶ月)×2 監事(5,000円×2名)
	選挙費	0		0	0	0	
	需用費	860,000	30,000	890,000	887,751	2,249	光熱費 :559,252円 事務費 :193,474円 会議費 : 91,709円 消耗品費:43,316円
	備品費	50,000		50,000	43,600	6,400	掃除機、高圧洗浄機
	小 計	1,880,000	30,000	1,910,000	1,901,351	8,649	
	事 業 費	行事費	650,000	▲ 40,000	610,000	410,369	199,631
環境 美化費		401,000	▲ 301,000	100,000	47,773	52,227	アルミ缶回収お茶・お菓子代等
派遣費		260,000		260,000	145,726	114,274	夏季各種球技大会・町陸上競技大会 パークゴルフ大会
負担費		342,600		342,600	342,600	0	社協戸別会費(684世帯×400円) 体協負担金(69,000円)
御願費		100,000	10,000	110,000	101,362	8,638	御願5回(浜下り2回・菊酒 シワーシヌ・旧正月) 慰霊祭
助成金		250,000		250,000	250,000	0	老人会10万円 青年会10万円 親水会5万円
渉外費		160,000		160,000	132,800	27,200	敬老祝金、香典
修繕費		150,000		150,000	0	150,000	
福祉費		140,000		140,000	117,658	22,342	たんぽぽの会(ミニデイ)
粗大ごみ 回収費		100,000		100,000	69,456	30,544	年2回(金属類、木工製品)
車輛 維持費		160,000		160,000	137,076	22,924	車検代、任意保険、燃料代
小 計		2,713,600	▲ 331,000	2,382,600	1,754,820	627,780	
積立金		1,000,000		1,000,000	1,000,000		公民館建設費剰余金へ積立
予備費		1,027,405		1,027,405	0	1,027,405	
合 計	6,621,005	▲ 301,000	6,320,005	4,656,171	1,663,834		

公民館建設費剰余金決算書

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

収 入

前年度繰越金	2,182,458 円
積立金(一般会計より)	1,000,000 円
公民館建物火災保険解約返戻金	2,340 円
利息	1,090 円
計	3,185,888 円

支 出

公民館建物火災保険	58,240 円
計	58,240 円

収入額 3,185,888 円

支出額 58,240 円

収入支出差引額 3,127,648 円
(次年度繰越金)

監 査 報 告 書

令和6年度与amp;原区一般会計の会計監査を、与amp;原区公民館にて
行った結果、収支決算書、証憑及び預金通帳は適正に処理され、
誤りのないことを認めます。

収入済額	6,741,997	円
------	-----------	---

支出済額	4,656,171	円
------	-----------	---

収入支出差引額	2,085,826	円
---------	-----------	---

令和 7 年 4 月 14 日

監事	宮 平 正 博	印
----	---------	---

監事	謝 利 里 均	印
----	---------	---

監 査 報 告 書

令和6年度与原区公民館建設費剰余金の会計監査を与原区
公民館にて行った結果、収支決算書、証憑及び預金通帳は適正
に処理され、誤りのないことを認めます。

収入決算額	3,185,888	円
-------	-----------	---

支出決算額	58,240	円
-------	--------	---

収入支出差引額	3,127,648	円
---------	-----------	---

令和 7 年 4 月 14 日

監事	宮平正博	印
----	------	---

監事	磯利田均	印
----	------	---

議案第1号

令和7年度与原区事業計画（案）

月	日	事業内容	日	町・他団体参加協力事業
4	1	公民館だより発行 区費自主納付（6、20日）	10	交通安全安全出発式 定例区長会
	14	会計監査		
	17	評議委員会（毎月第3木曜日）		
	20	アルミ缶回収（毎月第3日曜日）	22	町体協総会・夏季大会監督会
	21	たんぽぽの会（開級式）		
	23	鯉のぼり掲揚		
	26	与原区定期総会 防犯パトロール（毎週月・水・金）	25	定例区長会
5	1	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日）	9	地域環境、危険箇所点検 定例区長会
	15	評議委員会（毎月第3木曜日）	18	体協バスケットボール大会
	18	アルミ缶回収（毎月第3日曜日）	23	定例区長会
		たんぽぽの会	25	体協卓球大会
		防犯パトロール（毎週月・水・金）		
6	1	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日）	1	体協ソフトボール大会
			8	体協バレーボール大会
	15	アルミ缶回収（毎月第3日曜日）	10	定例区長会
	19	評議委員会（毎月第3木曜日）	15	体協野球大会
		たんぽぽの会	22	体協フットサル大会
	23	与魂の塔慰霊祭 防犯パトロール（毎週月・水・金）	25	定例区長会
7	1	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日）	10	定例区長会
	13	大綱曳綱づくり	20	体協バドミントン大会
	17	評議委員会（毎月第3木曜日）		
	20	アルミ缶回収（毎月第3日曜日）	25	定例区長会
		たんぽぽの会	26	与那原大綱曳まつり（26日、27日）
		防犯パトロール（毎週月・水・金）	27	与那原大綱曳
8	1	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日）	8	定例区長会
	17	アルミ缶回収（毎月第3日曜日）		
		たんぽぽの会		
	21	評議委員会（毎月第3木曜日） 粗大ごみ回収（金属類） 防犯パトロール（毎週月・水・金）	25	定例区長会
9	1	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日）	10	町陸上競技大会 定例区長会
	18	評議委員会（毎月第3木曜日）		町敬老会
		たんぽぽの会		
	21	アルミ缶回収（毎月第3日曜日）		
	29	トーカチ（米寿祝い） 防犯パトロール（毎週月・水・金）	25	定例区長会

月	日	事業内容	日	町・他団体参加協力事業
10	1 16 19 27 29	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日） 評議委員会（毎月第3木曜日） アルミ缶回収（毎月第3日曜日） 与原区秋祭り たんぼぼの会 カジマヤー（97歳祝い） 菊酒の御願 区敬老会 防犯パトロール（毎週月・水・金）	10 24	定例区長会 赤い羽根大口募金 定例区長会
11	1 16 20	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日） アルミ缶回収（毎月第3日曜日） たんぼぼの会 評議委員会（毎月第3木曜日） 粗大ごみ回収（木製品） 防犯パトロール（毎週月・水・金）	10 25	地震・津波避難訓練 定例区長会 定例区長会
12	1 18 21	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日） 評議委員会（毎月第3木曜日） アルミ缶回収（毎月第3日曜日） たんぼぼの会（クリスマス会） 公民館大掃除 防犯パトロール（毎週月・水・金）	10 25	定例区長会 歳末助けあい大口募金 CGG沖縄県一斉清掃 定例区長会
1	1 15 18	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日） ふれあいもちつき大会・新年会 評議委員会（毎月第3木曜日） アルミ缶回収（毎月第3日曜日） たんぼぼの会 防犯パトロール（毎週月・水・金）	9 23	町新年祝賀会・受勲受賞者祝賀会 定例区長会 二十歳を祝う式典 定例区長会
2	1 11 15 17 19	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日） シワーシヌ御願 アルミ缶回収（毎月第3日曜日） 旧正月御願 評議委員会（毎月第3木曜日） たんぼぼの会 防犯パトロール（毎週月・水・金）	10 25	定例区長会 定例区長会
3	1 15 19	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日） アルミ缶回収（毎月第3日曜日） 評議委員会（毎月第3木曜日） たんぼぼの会（閉級式） 区長選挙 防犯パトロール（毎週月・水・金）	10 25	定例区長会 定例区長会

令和 7 年度与原区予算(案)

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

本年度予算 6,459,826 円

前年度予算 6,621,005 円

比較増減 ▲ 161,179 円

収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
区 費	2,050,000	2,050,000	0	令和6年度実績より
事業所区費	670,000	650,000	20,000	区内事業所の 令和6年度実績より
補助金	560,000	520,000	40,000	町 :自治会等交付金・防犯活動費 防犯灯電気料金 社協:福祉協力金 大綱曳実行委員会:綱作り協力金
使用料	840,000	770,000	70,000	公民館使用料・クーラー使用料 令和6年度実績より
寄付金	1,000	1,000	0	費目存置
資源ゴミ売却	250,000	250,000	0	アルミ缶回収売却費
受託業務費	1,000	366,000	▲ 365,000	費目存置
雑収入	1,000	1,000	0	費目存置
繰越金	2,085,826	2,012,005	73,821	前年度からの繰越金
繰入金	1,000	1,000	0	費目存置
合 計	6,459,826	6,621,005	▲ 161,179	

支出の部

科 目		本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
運 営 費	人件費	1,330,000	970,000	360,000	区長(5万円×12ヶ月)・会計(6万円×12ヶ月) 会計監査(5千円×2名)
	選挙費	50,000	0	50,000	
	需用費	900,000	860,000	40,000	光熱水費・事務費・会議費 消耗品費
	備品費	1,000	50,000	▲ 49,000	費目存置
	小 計	2,281,000	1,880,000	401,000	
事 業 費	行事費	550,000	650,000	▲ 100,000	綱作り・敬老会・与原秋まつり 新春もちつき・新年会
	環境 美化費	50,000	401,000	▲ 351,000	花壇整備 アルミ缶回収お茶・お菓子代等
	派遣費	260,000	260,000	0	体協球技大会・陸上競技大会 盛年ソフトボール大会・パークゴルフ大会
	負担費	313,400	342,600	▲ 29,200	社協戸別会費(611世帯×400円) 体協負担金(69,000円)
	御願費	120,000	100,000	20,000	菊酒、シワーシヌ 旧正月御願・与魂之塔慰霊祭
	助成金	257,000	250,000	7,000	愛老会120,000円・青年会100,000円 親水会27,000円・若寿会サークル10,000円
	渉外費	160,000	160,000	0	敬老祝い金、香典、祝儀
	修繕費	150,000	150,000	0	公民館の修繕等
	福祉費	140,000	140,000	0	たんぽぽの会(ミニデイ)
	粗大ゴミ 回収	100,000	100,000	0	年2回(金属・木製品)
	車輛 維持費	100,000	160,000	▲ 60,000	燃料代・任意保険
	小 計	2,200,400	2,713,600	▲ 513,200	
積立金		1,000,000	1,000,000	0	公民館建設費剰余金へ積立
予備費		978,426	1,027,405	▲ 48,979	
合 計		6,459,826	6,621,005	▲ 161,179	

令和6年度 与那原区 区費納入事業所 一覧			
番号	事業所名	番号	事業所名
1	ローソン（シーサイド与那原店）	26	セブンイレブン与那原店
2	医療法人「和の会」	27	金秀商事(株)
3	株式会社ケアサポート	28	上宮工業
4	（有）エムケイ商事	29	(株)マイ商
5	ひまわり歯科	30	(株)高里エンジニアリング
6	（有）アサト電気	31	一般社団法人きっずまある
7	与那原家	32	真泉福社会与那原保育園
8	ながみね内科	33	公文与那原与那原教室
9	(株)松田商店	34	未来リペア
10	(株)りゅうせきライフサポート	35	マリナーズカフェ
11	岡村税理士事務所	36	(株)沖縄環境サプライ
12	(株)サンエーV21与那原食品館	37	おきなわパワーHD株式会社
13	メガネの海邦堂	38	（有）たけちゃんぽーむ
14	だんぱちやー	39	合同会社ロジック
15	行政書士 法人ときわ	40	株式会社 多家
16	おさむ保険事務所	41	合同会社ROBOCON
17	松永自動車	42	(株)琉開企画
18	いじゅの木薬局	43	フェアリーダンス
19	ホテルグランアムール	44	グリーンハウス与那原
20	バイクショップ craft work		
21	マクドナルド与那原店		
22	比嘉 昌文様		
23	(株)仲本工業		
24	尚徳福社会保育園与那原ベアーズ		
25	竹の子学童クラブ		

令和6年度 アルミ缶回収収入報告
(令和6年/4月～令和7年/3月)

実施月	収 入	単価 Kg/円
4月	23,546円	210円
5月	17,600円	210円
6月	16,450円	235円
7月	31,037円	240円
8月	34,100円	215円
9月	14,700円	210円
10月	27,600円	230円
11月	25,000円	250円
12月	22,950円	255円
1月	20,000円	250円
2月	36,400円	260円
3月	16,100円	230円
合 計	286,477円	

※7月は粗大ゴミ回収の鉄くず、バッテリー売却含む

★区民の皆様のご協力、誠にありがとうございました。

与原区会則

第一章 総則

(名称及び所在地)

第一条 本会は「与原区」と称し、事務所を与原区公民館(与那原町字与那原912番地)におく。

(目的)

第二条 本会は与原区民の、明るい生活環境の整備につとめ、結いの心をもった住み良いふるさとづくりをめざすと共に、区民相互の親睦、融和をはかることを目的とする。

(会員)

第三条 本会の会員は、与原区に住所を有し、本会の目的に賛同し、区費を納入する者をもって組織する。

(事業)

第四条 本会は、第二条の目的を達成をするため次の事業を行う。

- (1) 区民の親睦に関すること。
- (2) 青少年の健全育成に関すること。
- (3) 婦人の地位向上発展に関すること。
- (4) 老人の福祉向上に関すること。
- (5) 区内の美化、環境の整備に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために行う事業。

第二章

(組織)

第五条 本会の組織の構成は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 評議委員会
- (3) 班会
- (4) 専門部会 (体育部・文化学習部)
- (5) 選挙管理委員会

(総会)

第六条 総会は、本会の最高決議機関であり、会長は毎年四月末日までに定期総会を開催しなければならない。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(召集の方法)

第七条 総会の開催通知は、広報「ゆうばる」で行うものとする。

(総会の職務)

第八条 総会は次の事項を決定する。

- (1) 事業計画並びに予算の承認
- (2) 事業報告並びに決算の承認

- (3) 会則の改廃
- (4) 役員の選任
- (5) その他重要な事項

(総会の設立)

第九条 総会は、正会員の出席数をもって成立するものとする。

(総会の決議)

第十条 総会の決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合には議長がこれを決定する。

(役員)

第十一条 本会に次の役員をおくことができる。

- (1) 会長一名 副会長一名 監査役二名 書記・会計一名
- (2) 会長は区長をもってあてる。
- (3) 副会長は会長の推薦にもとずき評議委員会の承認を得る。
- (4) 会長は、会務を統括する。
- (5) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理し、書記会計を兼務することができる。
- (6) 監査役は、会計諸帳簿の監査を行う。
- (7) 書記会計は本会の会務を処理する。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期は二年とする。但し、再任を妨げないものとする。

(評議委員会)

第十三条 評議委員会は、本会の諸事項を検討決議し、並びに協力機関として位置づける。

2 評議委員会については別に定める。

(専門部会)

第十四条 専門部会は本会の目的遂行のための活動を推進する。

2 専門部会については別に定める。

(班会)

第十五条 必要に応じて班会を開くことができる。

2 事業の遂行を円滑に行うため各班の各組に班長をおくことができる。

3 班長の選任は各班の各組で行う。

第三章 区長及び事務局

(区長)

第十六条 本会の事業を円滑に行うため区長を置く。

2 区長は常勤とする。

(区長の職務)

第十七条 区長は、次の職務を行う。

- (1) 町当局の事務委託を受け区民に対し、連絡、徴収、統計、その他必要な職務を行う。
- (2) 事業の運営について、区民と評議委員会との連絡調整をはかり、事業の実質的な推進役となる。
- (3) 区費の徴収、財産の管理、会則、金銭出納簿、その他の証憑類の保管義務を負う。
- (4) その他の必要な事項。

(区長の報酬)

第十八条 区長には報酬を支給する。

(区長の任期)

第十九条 区長の任期は二年とする。但し、再任を妨げない。(区長の経過措置)

第二十条 前条の任期中に、やむを得ず辞任した場合には、選挙とする。

(事務局)

第二十一条 本会の事業を円滑に行うため、区に事務局をおくことができる。

2 事務局については別に定める。

第四章 区費及び会計

(経費)

第二十二条 本会の運営費は、区費、協力金、補助金、寄付金、雑収入及び、その他の収入をもってあてる。

2 区費は、世帯数をもって単位とする。

3 区内に店舗または事務所を有するものは、協力金を納入することができる。

(会計年度)

第二十三条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

附 則

この会則は平成八年五月十九日から施行する。

この会則は平成十七年四月三十日改正された。

この会則は平成二十一年四月二十五日改正された。

この会則は平成二十九年四月二十九日改正された。

与那原区評議委員会規定

(総 則)

第一条 評議委員会については、次のとおりとする。

(評議委員会の構成)

第二条 評議委員会は、次の者によって構成される。

- (1) 各班の各組代表→但し同一班での補員を認める。
- (2) 区の各種団体(老人会、婦人会、青年会、民生児童員、与那原小学校PTA支部、与那原中学校PTA支部)の代表
- (3) 会長、副会長、専門部部長、書記会計

(役 員)

第三条 評議委員会に、次の役員を置くことができる。

- (1) 委員長 一名
 - (2) 副委員長 一名
 - (3) 書記 一名
- 2 評議委員長は、会務を統括し、併せて会議の議長となる。
- 3 副評議委員長は、評議委員長を補佐し評議委員長に事故あるときはこれを代理する。
- 4 書記は会議録を作成するものとする。

(役員を選出)

第四条 評議委員長及び副評議委員長は、評議委員の互選により選出する。

2 書記は、区の書記・会計が兼務する。

(会 議)

第五条 評議委員会は月一回の定例会と臨時会とする。

2 評議委員会は会長が招集する。

(評議委員会の成立)

第六条 評議委員会は、評議委員の出席数をもって成立する。

(評議委員会の決議)

第七条 評議委員会の決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合には、評議委員長がこれを決定する。

(2)第二条 (3) の委員は採決に加われない。

(評議委員会の職務)

第八条 評議委員会は、総会に次ぐ決議機関としての機能を有し、かつ事業執行の協力機関としても機能するものとする。

- (1) 事業計画及び予算の審議

(2) 事業報告及び予算の審議

(3) 会則などの改廃の審議

(4) 区費の見直しを検討する。

(5) 総会への役員の推薦

(6) その他重要な事項

(評議委員の任期)

第九条 評議委員の任期は、二年とする。但し再任を妨げないものとする。

附 則

この規定は平成八年五月十九日から施行する。

この規定は平成十七年四月三十日改正された。

この規定は平成二十一年四月二十五日改正された。

この規定は平成二十八年四月十八日改定された。

与原区公民館建設費剰余金運用規則

(設置の目的)

第一条 公民館の維持修繕に必要な財源を公民館建設費剰余金から確保するため、その運用を目的に設置する。

(積立)

第二条 積立額は、区長が毎年会計年度の財政状況に応じて、一般会計から繰り入れるものとする。

(管理)

第三条 建設剰余金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

2 建設剰余金及び通帳、印鑑の管理は、区長が行うものとする。

(剰余金の使途)

第四条 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、剰余金を運用することができる。

- 1 公民館の維持修繕費で十万円以内の場合
- 2 維持修繕費が十万円を超える場合において、評議委員会の同意を得た場合。
- 3 区の財政上必要があると認めるときは、その額について総会で区民の同意を得た場合にのみ、一般会計に繰替え運用することができる。
- 4 前項の規定により繰替え使用する場合は、返済計画書を作成し同意を得るものとするが、なるべく早い時期に返還するものとする。

(運用金の処理)

第五条 建設剰余金の歳入、歳出金額については、一般会計と同様に区の総会で決算書の承認を得るものとする。

(委任)

第六条 この運用規則に定めるものを除くほか、建設剰余金の管理に関し必要な事項が発生した場合は、評議員会の同意を得て運用し、総会で承認を得るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。(平成十三年四月二十九日)